

第6 原子力損害賠償の問題解決に向けて

1 原子力損害賠償に係る紛争解決状況

福島第一原子力発電所事故（以下、「本件原発事故」という。）に起因する原子力損害賠償紛争案件は、数万件から場合によっては数10万件を超えるといわれている。かかる紛争案件解決のための方法としては大別して、①東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）に対する直接請求（本賠償手続）、②原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という。）による和解仲介手続、及び③裁判所を利用する通常の訴訟手続が存在する。

東京電力による本賠償の実施状況については、2017（平成29）年9月22日現在、政府による避難指示区域等からの避難者（個人）に対して約926,000件（累計数。なお請求件数は約1,031,000件）で合計約2兆9,757億円（2016〔平成28〕年と比較して2,092億円の増加）、個人（自主的避難等に係る損害）に対して約1,295,000件（累計数。なお請求件数は約1,308,000件）で合計3,537億円（2016〔平成28〕年と比較して1億円の増加）、法人・個人事業主などに対して約398,000件（累計数。なお請求件数は約462,000件）で合計4兆0,627億円（2016〔平成28〕年と比較して8,957億円の増加）となっている（同日付、東京電力発表資料「賠償金のお支払い状況～原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」）。

センターにおける和解仲介手続の実施状況は、2016（平成28）年12月末日現在、申立件数は累計で18,610件、これに対する既済件数は15,864件、既済件数の内和解成立件数は13,212件となっている（ただし、「集合立件」が前提となっている）。申立件数の年度別推移をみると、521件、4,542件、4,091件、5,217件、4,239件、2,794件である。このように2012（平成24）年から4年連続4,000件を超えていた申立件数が2016（平成28）年になり大きく減少している。しかし、他方で仲介委員の指名から和解案の提示までの期間は、2015（平成27）年が平均4.6ヶ月であったのが、2016（平成28）年は平均6.1ヶ月と若干長期化している（2017〔平成29〕年3月付原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成28年における状況について～（概括報告と総括）」）。これは本件原発事故発生から6年余を経過して、賠償の実現が進むとともに避難指示が解除された区域が広がる等、原発被災者の被害状況は変化し、個別的な差が大きなものになっており、より被災者の個別的事情を考慮した審理が必要になっていることを示唆するものとみるべきであろう。また、原子力損害賠償には、後述するさまざまな問題が存在することから、弁護士が原子力損害賠償に関する紛争の公正な解決のために関与する必要性は高い状況が続いているものといえる。

2 原子力損害賠償に関する訴訟

本件原発事故発生後から原子力損害賠償に関しては、原発被災者が種々の損害につき被害回復を求めて訴訟を提起しており、既に幾つかの裁判所の判断も示されている（福島地判平27・9・15〔判例秘書登載〕、京都地判平28・2・18〔判例秘書登載〕、東京地判平28・5・25判タ1432・149など）。

そして、全国各地で審理されているいわゆる「福島原発避難者集団訴訟」のうち、集団訴訟としては全国で最初に判決が出たのが群馬訴訟の第1審の集団訴訟である（前橋地判平29・3・17判時2339・14）。この判決の特徴は、①国には東京電力株式会社に対する規制権限を怠った違法があることを理由に、福島第1原発事故により福島県内から福島県外に避難した原告らに対する損害賠償責任を認めたこと、②相当因果関係の有無を判断するに当たっては、生活の本拠を移転した原告の原発事故当時の生活の本拠、特にその生活において被ばくすると想定される放射線量が、原発事故によって相当なものへと高まったかどうかや、年齢、性別、職業、避難に至った時期及び経緯等の事情並びに当該移転者が接した情報の下において、当該居住地の移転が、原発事故との関係で相当といえるかどうかについて個別に検討することが適切であるとしたこと、③避難を余儀なくされた原告らの被侵害利益を自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格としての生活平穩権であり、その内実として放射性物質によって汚染されていない環境において生活し放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益等を含むものであることを認めたことである。

この群馬訴訟の判決に続いて、2017（平成29）年9月22日には千葉訴訟の判決、2017（平成29）年10月10日には福島訴訟の判決が出された。今後も、全国各地の集団訴訟について判決が出ることになるが、これらの判決で示される判断は、これまでの原子力損害賠償の大部分を占めた本賠償、センターでの和解とは異なり、国の責任の有無が示される他、東京電力株式会社の責任の内容についても、行政による避難指示及びこれを前提とした中間指針に拘束されないものになる。そのため、原子力損害賠償の責任のあり方について、これまでとは異なる判断が示される可能性があり、注視していく必要がある。

3 原子力損害賠償に関する情報収集の重要性

センターにおける和解仲介の手続き及び裁判所における訴訟を遂行するに当たり、原子力損害賠償についての深い理解と先例の知識獲得が弁護士に求められている。しかしながら、個々の弁護士がすべての裁判例や文献を読みこなすことは困難である。そこで、原子力損害賠償に

関係するこれまでの裁判例、文献（書籍・雑誌）、インターネット上の情報を分かりやすく整理したアーカイブ（記録を保存しておく場所）が必要である。そこで、法友会では、原子力損害賠償文献集をホームページにアップロードして会員のみならず、すべての関係者に公開していく。

4 健康被害についての継続的な調査・罹患者への支援の必要性

福島県の発表によれば、2017（平成29）年2月20日の時点で、東京電力福島第一原発事故当時18歳以下だった約38万人を対象にして実施されている県民健康調査の甲状腺検査の結果、がんの疑いがあると診断された人は合計185人、その後、手術の結果、がんであることが確定した人は合計145人になった。

このように甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍の比率で多く甲状腺がんが発見されていることについて、福島県県民健康調査検討委員会は、被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいとされていること、地域別の発見率に大きな差がないこと等から、総合的に判断して本件原発事故による被ばくの影響とは考えにくいと評価している。

しかし、本件原発事故直後の被ばく量について正確なデータは無いので、被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいとされていることは、被ばくの影響を否定するのに説得的でない。チェルノブイリ事故においてもWHOが事故後の小児甲状腺がんの多発と事故との因果関係を認めたのは事故から20年後のことであったことに鑑みると、今後も本件原発事故と検査の結果、多く甲状腺がんが発見されていることとの因果関係について継続した調査、研究が必要であると考えられる。

また、本件原発事故との因果関係の問題とは関係無く、検査の結果、甲状腺がん罹患したことが明らかになった者の心身の負担を考慮すると、罹患者に対する行政による支援が必要である。

5 営業損害賠償を一時金の支払で打ち切ることに反対を続ける

法友会は、旅行総会の決議等に基づき、2015（平成27）年7月11日付で、以下の通り意見書を関係諸機関に送付した。国は、2015（平成27）年6月12日に『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』を改訂する閣議決定を行い、これを受けて東京電力株式会社は、農林漁業以外の法人及び個人事業主の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額を一括払いした上で、やむを得ない特段の事情により損害の継続が余儀なくされ、事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の

賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別事情ある場合のみ賠償するとの対応を打ち出した。しかし、現在の状況を見る限り、年間逸失利益の2倍相当額を東京電力株式会社が支払ったとしても、被災事業者が従前と同等の営業が可能となる保証はなく、その中で中間指針第二次追補を前提として『事業拠点の移転や転業等の努力』の立証を求めることは損害賠償の打ち切りに等しいと言わざるを得ず不当である。したがって、国は、原発事故により顧客を失ったとみられる小売業や飲食業等の事業再開・転業の支援を継続しつつ、それらが明らかな進展を遂げるまでの間、従来と同様に『事業拠点の移転や転業等の努力』の立証を要することなくその営業損害の賠償を行うよう東京電力株式会社に対して指導すべきである。

しかしながら、国の方針はその後も変更されることはなかった。そして、東京電力は国の方針を受けて営業損害の賠償請求書類を被害者に送付した。しかも、実際の賠償の内容は、年間逸失利益の認定が以前よりさらに厳しくなり、実質的には1年分程度の損害賠償にとどまっているケースが相次いでいる（「【特集】営業損害賠償の問題点」政経東北平成29年7月号）。

事故前に存在した地域コミュニティが失われたため、地域住民を顧客にしていた多くの小規模事業者の生活再建が未だ困難な状況で、このような事実上の営業損害の打ち切りがなされることは適当でなく、前記意見書の内容が実現するように引き続き被害の支援に取り組まなければならない。

6 旧緊急時避難準備区域の不動産損害賠償を実現させることを求める

法友会は、2017（平成29）年7月8日の旅行総会で「旧緊急時避難準備区域の不動産損害賠償について、具体的な算定基準を策定することにより公平・公正な損害賠償を実現させることを求める決議」を行った。本件原発事故による避難指示区域の不動産の損害については、基本的に原子力損害賠償紛争審査会の策定した一定の算定基準に基づき、本賠償ないしセンターにおける和解によって賠償が図られているが、「緊急時避難準備区域」については、他の地域と同様の被害を被っていると考えられるにもかかわらず、不動産損害賠償についての具体的な算定基準が定められていないため、東京電力による損害賠償が実現されていない。このような不公平を解消するため、原子力損害賠償紛争審査会に対し、緊急時避難準備区域についても2012年（平成24）年3月16日付「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」に準じた不動産賠償の具体的な算定基準を定め、東京電力による公平・公正な損害賠償を実現させることを求めるというものであり、今後、この意見書の内容が実現されるよう取り組んでいく。